

## 令和7年度

### 社会福祉法人 山梨県障害者援護協会 事業計画書

社会福祉法人山梨県障害者援護協会（以下「協会」という。）は、昭和58年創設以来、多様な福祉サービスを提供し、常に高いコンプライアンス意識を持ち、安全で信頼される施設づくりと健全経営に努める。

協会では、直営施設であるあさひワークホーム（以下「ワークホーム」という。）について、就労継続事業と生活介護事業を主軸として、より地域ニーズが高く利用希望の多いサービスを提供していく。また、山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮アドバンテージあさひ（以下「アドバンテージ」という。）については、令和7年度から令和10年度まで4年間の指定管理期間が継続されたことから、指定管理者として福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、地域福祉の推進に努める。

コロナウイルス対策等の経験をもとに、様々な安全対策に対応していけるよう非常災害対策及び感染症対策等の充実を図り、事業継続計画（BCP）と併せて、障害者及びその家族等の生活を支える上で欠かせない障害福祉サービスの継続的な提供ができるよう取り組む。

また、令和4年度からの『第5次中期経営計画』では、4つの基本姿勢（「利用者に対する基本姿勢」「地域社会に対する基本姿勢」「経営に対する基本姿勢」「福祉人材に対する基本姿勢」）を軸に14の指針を掲げて、両施設の事業計画の中に掲げている。同じく令和4年度から新たに計画した社会福祉充実計画では、「あさひワークホーム」の建替えに向け、プロジェクトチームが中心となって計画を実行していく。

次に、社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」においては、地域の特性から生まれる地域独自の福祉ニーズに対して、協会のもつ資源を活用し、有効かつ実用的な福祉サービスが提供できるよう計画・実施する。

さらに、障害福祉サービスは、常に倫理的な規制や関係法令上の規制を受ける中、法人の理念や社会的ルールを遵守し、社会的責任に応えることが求められており、関係法令等の改正情報を迅速かつ的確に把握し、適正な事業運営をめざす。

## 1 経営理念

協会は、多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援する。

### 【事業】

#### 第一種社会福祉事業

##### ① 障害者支援施設の経営

- ・「あさひワークホーム」
- ・山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮「アドバンテージあさひ」

#### 第二種社会福祉事業

##### ① 障害福祉サービス事業の経営

###### 短期入所事業

- ・「あさひワークホーム」
- ・山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮「アドバンテージあさひ」

##### ② 特定相談支援事業の経営

・指定特定相談支援事業所「相談支援センターあさひテラス」

その他の事業

身体障害者の更生相談に応ずる事業

## 2 経営目標

- (1) 社会福祉法人の本分と県立施設を管理運営する責任を自覚し、高いコンプライアンス意識のもと、利用者のより一層の権利擁護の徹底を図るとともに、危機管理対応、事故防止の強化、感染症の予防を図り、安全・安心な施設運営に取り組む。

〔第5次中期経営計画（以下、略）基本姿勢Ⅰ・Ⅲ〕

- (2) 利用者一人ひとりのニーズを的確に把握し、利用者の立場に立った質の高いサービスをより効率的・効果的に提供するとともに、提供するサービスの専門性を高め、特色ある支援・活動により「選ばれる」施設づくりに取り組む。〔基本姿勢Ⅰ〕

- (3) 利用者の高齢化・重度化を踏まえ、現在の事業や施設・設備について必要な見直しを行うとともに、ワークホームの老朽化への対応、地域の多様化する福祉ニーズに沿った事業、在宅・地域支援事業との連携に取り組む。〔基本姿勢Ⅱ・Ⅲ〕

- (4) 公益性・非営利性を基本に置きながら、自立経営の確立を目指した経営管理に取り組むとともに、継続的で安定的な施設運営のため、利用者の確保、財務体質の強化、職員構成を反映した人事管理体制の構築、業務執行体制の効率化など経営の健全化を図る。

〔基本姿勢Ⅲ〕

- (5) 社会福祉法人として、また地域の中にある社会福祉施設として、地域社会の理解と信頼を得るために、地域社会や利用者が必要としている情報を積極的に公開し、情報提供に努め、透明性の高い経営の実現に取り組む。〔基本姿勢Ⅱ・Ⅲ〕

- (6) 施設運営や事業にあたる人材を育成するため、人事考課制度の有効活用や研修による職員の資質向上を図るとともに、各種会議の活性化や業務効率の向上を図り、働きやすさ、働きがいを感じ、自己実現のできる仕事の環境づくりに取り組む。〔基本姿勢Ⅳ〕

## 3 重点項目

- (1) 利用者本位の質の高いサービス提供〔指針1・2・3〕

- ① 利用者個々の状況は、相談支援事業所と連携した正確なアセスメントや利用者満足度調査などで利用者一人ひとりのニーズを十分把握し、それを反映した具体的な個別支援計画に基づき、利用者の立場に立った質の高いサービスをより効率的・効果的に提供していく。
- ② サービス実施状況と利用者の状況を常に確認し、支援計画の見直しを定期的に行い、利用者の支援目標の達成に努める。
- ③ 利用者の高齢化に伴う身体・認知機能低下、精神障害者や高次脳機能障害者の増加等障害の状況や種類の多様化に対応するため、適切な支援方法の研究を進め、統一した支

援を実践する。

## (2) 安全・安心の施設運営〔指針1・4〕

- ① 「障害者虐待防止法」を踏まえ障害者の権利利益の擁護を図るとともに、利用者の選択と自己決定権を尊重する。
- ② 大震災及び大雪・ゲリラ豪雨などの自然災害時の対応を徹底するため、様々な想定訓練の実施、臨機応変な体制整備、保安設備の点検強化など危機管理意識を高める。
- ③ 利用者の安全を確保するため、利用者個々の心身の特性に伴うリスクを踏まえたアセスメントを行うとともに、毎月開催される安全対策会議等において、ヒヤリハットを活かしたリスクマネジメント体制の充実に努め、事故防止をめざす。また、利用者のメンタルヘルスへの取り組みを組織的に行い、穏やかな日常生活の提供に努める。
- ④ 過去の感染症の発生を踏まえ、新型コロナウイルス、ノロウイルス食中毒、インフルエンザなど感染症予防の徹底を図る。
- ⑤ 職員による定期的な施設内除菌、居室の清掃、寝具類の交換等、清潔感に溢れた快適で安全・安心な施設・設備の維持管理を徹底する。
- ⑥ 道路交通法の規則に基づき、安全運転管理者による酒気帯びチェックについて、検知器による確認及び記録の整備等を適正に継続する。

## (3) 特色ある施設づくり〔指針2・3〕

- ① 両施設の運営形態が異なることを踏まえ、各施設の特性を明確にして、その達成に向けて意識的な活動を展開し、多様な人材や機能を積極的に活用しながら、特色ある施設づくりに努める。
- ② ワークホームの就労系事業は高い知名度を誇るが、さらに多様な形態の就労機会や実践的な訓練に取り組みながら工賃向上を目指す。また、官公需による発注促進の強化を図るため、市町村等に対して積極的な働きかけを行う。生活介護事業については、作業活動を中心に、特色ある事業・活動を構築していく。
- ③ アドバンテージの自立訓練（機能訓練）事業は、福祉施設としては県内唯一ともいえ特色ある事業であるが、介護保険給付が優先される場合も多いため、介護保険サービスでは代替できない自立訓練の特徴と効果をアピールし、専門職による創意工夫で事業実績を高めていく。生活介護事業については、新たな活動メニューを取り入れ、利用者個々の状況にあった多彩な活動を実践する。

## (4) 情報の発信及び地域から信頼され開かれた施設の実現〔指針5・6・12〕

- ① 協会に対する理解や支援につながるよう説明責任を重視・徹底する観点から、正確な財務諸表を始め、施設利用・空室に関する情報、職員募集、施設の事業や活動の様子等の発信を利用者のプライバシーを保護しつつ、積極的に発信していく。
- ② 障害者が安心して地域で暮らすための居住場所の確保等に向けて、市町村担当者や地域支援事業者との連携を図り、個別支援計画に組み入れてその実現に努める。また、短期入所事業の充実に取り組む。
- ③ 福祉系大学・専門学校生の実習やボランティアを積極的に受入れ、福祉の人材育成への協力や施設の理解度を高める。
- ④ 機能訓練室や作業棟など施設機能の提供や施設行事への地域住民の参加促進等、地域における存在や役割を認識してもらうとともに、今後の事業や協会の活動を支援してもらえるようコミュニケーションを図る。

#### (5) 経営基盤の強化〔指針7・9〕

- ① 社会福祉法人会計基準の趣旨である財務の透明性の確保、財務の規律の強化を図るとともに、コストを適正に把握し、効率的な経営を行うことにより、将来に向け安定した基盤の構築に努める。
- ② 健全な財務体質の構築に向けて、多様な利用者の受入や組織、雇用、昇給・昇格制度など人事管理全般の検討を行い、中長期的視点で施設経営に占める総人件費を適正に管理していく。
- ③ 韮崎市、南アルプス市、甲斐市等近隣市町との関係を重視するとともに、リハビリテーション病院をはじめとする医療機関、相談支援事業所などとの連携を強化し、また、相談支援センターあさひテラス（以下、「あさひテラス」という。）の機能を有効に活用し、利用者確保を図る。
- ④ ワークホームの建替計画を実行するに当たり、社会福祉充実計画との整合性を図りつつ、プロジェクトチームによる施設整備資金計画、スケジュール内容について検討を進めていく。
- ⑤ アドバンテージは経年劣化による外壁の変色や亀裂、屋上の白華現象など、長寿命化点検を強化・重視し、建物や設備の不備等の早期発見に努める。

#### (6) 組織の強化〔指針8・10〕

- ① 法人事務局会議において、組織が適正かつ円滑に機能しているかどうかを把握し、解決すべき課題を検討する。また、組織の強化を図る観点から、役員会等から求められた事項を協議する。
- ② 各種施策を的確に推進する上からも、公益通報者保護に関する内部運用規定の整備に取り組むとともに、事務局として、事業や人事労務管理に関する法令や法人内規定が各施設で遵守できるようフォローやバックアップを行う。
- ③ コンプライアンスの推進とガバナンスの確立を図るために、法人内外の各種規程の理解と確認や、社会規範に関することまで幅広く認識し、遵守する意識と姿勢を持ち続けるための指導や研修等を行う。

#### (7) 職員の資質向上と就労意欲の増進〔指針11・12・13・14〕

- ① 法律や制度の変更、利用者ニーズに的確に対応するためには、人材の確保と育成が重要な要素となることから、人事考課制度の有効活用や研修等により資質向上を図る。
- ② 今後定年退職を迎えた再雇用職員、非常勤職員及び新採用職員の配置は、協会・施設の人員構成を考慮し、効果的・効率的な配置によって組織力を高めていく。また、サービスの管理と人事管理は密接不可分な関係であることから、魅力ある・将来の可能性が感じられる職場づくりに努める。
- ③ 介護福祉士等の資格取得を奨励し、支援・介護技術の向上を目指すとともに、業務遂行能力を評価し、就労意欲を高める。
- ④ 労働関係法令の遵守やワークライフバランスの配慮に加えて、衛生管理や健康管理への対応をより強化し、メンタルヘルスへの取り組みを組織的に行うことで職員が安心して働き続けられる職場の環境整備に取り組んでいく。

(8) 自主事業「相談支援事業所」〔指針3〕

- ① 現在、当協会のサービスを利用している利用者の計画相談、モニタリング等を確実に  
行う。
- ② 事業実施地域はもとより、各市町村からの依頼に出来るだけ応えられるように調整す  
るとともに、地域の様々な福祉需要にきめ細かく対応する。
- ③ 障害者本人や家族だけで十分に問題が解決できず、適切なサービス等につながる方法  
が見つからない等の困難な状況にある場合に、地域において安心して尊厳ある生活を行  
うことができるよう、専門的・継続的な視点から相談支援を行う。

4 評議員会、理事会、監事監査、評議員選任・解任委員会、第三者委員会の開催  
〔指針8・10〕

(1) 評議員会

回数	開催月	内 容
1	(定時) 6月	事業の報告等、決算の承認、役員等の選任・解任等 の議決

※必要に応じ評議員会を開催する。

(2) 理事会

回数	開催月	内 容
1	(通常) 5月	事業報告・決算 等
2	(通常) 12月	補正予算 等
3	(通常) 2月	事業計画・予算 等

※必要に応じ理事会を開催する。

(3) 監事監査

回数	開催月	内 容
1	5月	法人・施設運営状況の監査

※必要に応じ監事監査を開催する。

(4) 評議員選任・解任委員会

回数	開催月	内 容
随時	随時	評議員の選任及び解任について

※必要に応じ評議員選任・解任委員会を開催する。

(5) 第三者委員会

回数	開催月	内 容
1	5月	苦情解決の実施状況の報告等

※必要に応じ第三者委員会を開催する。